

電子調達システム 電子入札ブース設置端末利用規約

平成29年4月

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

1 目的

この規約は、電子入札ブースに設置する電子調達システム用端末（以下「端末」という。）を利用するためには必要な事項を定めたものである。

2 利用上の注意

端末を利用する者（以下「利用者」という。）はこの規約に同意したものとみなす。

3 利用者

以下の条件をすべて満たす者を利用者とする。

- (1) 本組合入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 本組合電子入札システムが対応している、本組合が指定する認証局発行の電子証明書（ICカード）を持参していること。
- (3) 所有しているパソコンのトラブルやインターネットにつながる環境がない等の理由により、本組合電子入札システムを利用できない者で、利用申込を行っていること。

4 利用申込方法

「電子入札ブース設置端末利用申込書」を、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合総務部経理課の窓口に提出することで、利用申込を受け付ける。

利用申込の受付時間は、本組合開庁日の以下の時間とする。

- (1) 午前9時から午後0時まで
- (2) 午後1時から午後4時30分まで

ただし、システム障害や利用希望者多数等の理由により、利用申込受付時間内であっても受け付けできない場合がある。

5 利用可能時間

本組合開庁日の以下の時間を利用可能時間とする。

午前9時から午後5時30分まで

ただし、システム障害や利用希望者多数等の理由により、利用可能時間内であっても利用できない場合がある。

6 利用可能な電子証明書（ICカード）

本組合電子入札システムに対応している日本電子認証株式会社（AOSSign サービス）発行の電子証明書（ICカード）が必要です。

7 プリンター利用

- ・ プリンターの利用可能時間は上記5と同様である。
- ・ 印刷用紙（A4用紙）については、1度の利用で5枚までとする。
- ・ 多量に印刷する場合は、予めA4用紙を持参すること。

8 免責事項

端末の不具合や故障等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害については、一切の責任を負わない。

また、電子入札システムの運用停止、休止、中断又は制限等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害についても、一切の責任を負わない。

9 禁止事項

- ・ 電子入札以外の目的で利用すること
- ・ 電子入札ブース以外の場所で利用すること
- ・ 複数人で利用すること
- ・ 他の機器・ケーブル類を接続すること
- ・ 接続ケーブル類を抜くこと
- ・ その他端末故障の原因となる行為を行うこと

※ 禁止行為を確認した場合、その時点で利用を停止し、場合によってはその他の措置を講じることがある。

10 その他留意事項

- ・ 本組合職員は電子入札ブースに端末を設置し、電子調達システムを起動するところまでの作業を行う。それ以降の作業は利用者により行うこと。
- ・ 利用開始後、本組合職員は一切の質問に答えない。
- ・ 操作に関することは、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合電子調達システムヘルプデスク（TEL0570-021-777）へ問い合わせること。
- ・ 電子業者登録が完了していないＩＣカードについては、別途ＩＤ・パスワードが必要となるため、留意すること。
- ・ 本規約に定めの無い事項については、本組合の解釈によることとする。

11 規約の変更

本規約は、利用者に事前通知を行うことなく、必要に応じ変更することがある。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

電子入札ブース設置端末利用申込書

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合
事務局長 様

私は、「電子調達システム電子入札ブース設置端末利用規約」に同意のうえ、端末の利用を申し込みます。

申込者記載欄

申込日	令和 年 月 日
申込者氏名	
連絡先	
利用予定日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
利用目的	<ul style="list-style-type: none">・ 入札書の提出・ 仕様書の閲覧・ その他()
利用理由	(記入例: 端末故障のため など)

職員記載欄（申込者の方は記入しないでください。）

開始時対応者		開始時間	時 分
終了時対応者		終了時間	時 分